

平成 29 年度東京都入札監視委員会第 3 回制度部会審議概要

開催日及び場所	平成 30 年 1 月 18 日（木） 東京都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 A
出席委員	上智大学大学院法学研究科教授（部会長） 楠 茂 樹 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲 田 裕 一 （敬称略・計 2 名）
審議事項	(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からのご意見及びご要望について (2) 試行状況の検証に関する意見交換 (3) その他
議案の概要	本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、東京都及び東京空調衛生工業会と意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	特になし。
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からのご意見及びご要望について ① 分離発注方式維持継続について ② 不調案件に対する適正工期の確保について (2) 試行状況の検証に関する意見交換 ① 予定価格の事後公表について ② 1 者入札の中止について ③ J V 結成義務の撤廃について ④ 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について (3) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 【委員からの質問等】 予定価格の公表時期について、東京空調衛生工業会は一貫して事後公表を主張しており、一貫性を非常に強く感じた。 魅力ある工事とするためにおまけを付ける、というのは、民間の知恵だと感じた。 1 者入札を中止することが、結果的に 1 者入札を増やしてしまうことが危惧されるが、その点について実績はいかがか。 【業界団体の回答】 1 者入札かどうかは、入札者には分からない。応募した以上は、入札に応えられるように、一生懸命に業務を遂行している。にもかかわらず、1 者で中止ということになり、かつ工期も延びることになると、応募もやめようということになりうる。 我々としては、隠れ談合をしているという発想は全くない。東京都は、業

	者は談合するものだという前提で考えているのか。 【東京都の回答】 談合を前提に制度を考えているわけでもなく、また、入札の段階で1者かどうかは、入札者には分からないというのは、そのとおりだと認識している。 1者中止の目的は、談合を疑ってというわけではなく、東京都側の入札条件の設定が不適切だった可能性があるので、1回中止をして、条件を変えるところにある。 【業界団体の回答】 落札率がクローズアップされているが、予定価格が適正ならば、予定価格と応札額が同じでも問題はないはず。しかし、落札率だけを一般都民は意識しており、落札率だけが一人歩きしている点は懸念している。 【東京都の回答】 おっしゃるとおりで、適正な手続をとって、適正な過程で落札されたのであれば、どの落札率でも適正だ、と議会でも答弁している。 ただ、事前公表のもとで落札率99%というが、疑念を招く点があった。事後公表の中では、落札率が高い、低いということは何の問題もないと思っている。
[その他]	
特になし	